

はじめに

- 東京都は、平成 12 年に全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を制定しました。同条例に基づき、平成 14 年 1 月には最初の行動計画を策定しました。
- 平成 29 年 3 月には、平成 27 年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性活躍推進計画」と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者暴力対策基本計画」の両計画を合わせて「東京都男女平等参画推進総合計画」を新たに策定しました。
- 都は、この総合計画において、働く場における男女平等参画の促進、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現、男女間のあらゆる暴力の根絶等を重点課題として、都の施策を推進するとともに、都民・事業者とも、「東京都男女平等参画を進める会」（現「女性も男性も輝く T O K Y O 会議」）を通じて、行政と連携した男女平等参画社会の実現に向けた自主的な取組を促してきました。
- 現総合計画の計画期間は令和 3 年度末で終了することから、本審議会は、令和 3 年 4 月に知事から、総合計画の改定に当たっての基本的考え方について諮問を受け、審議を行ってきました。
- 審議に当たっては、誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり、根強い固定的性別役割分担意識等の変革、男女間のあらゆる暴力の根絶、コロナ禍により浮き彫りになった女性を巡る課題への取組などを中心に、5 か月にわたって議論を重ねてきました。
- このたびこれまでの議論を踏まえ、中間のまとめを取りまとめました。中間のまとめについては、取組の方向性等について、できるだけ例示を多くするなど、具体的に記述するようにしました。また、男女平等参画社会の実現に向け、特に重要となる取組について、高い目標を具体的に提起しました。
- 本審議会としては、この中間のまとめに対して、広く都民、事業者の皆様などからご意見をお寄せいただき、これからの議論の参考としたいと考えております。
- 今後は、皆様から寄せられたご意見を踏まえ、本審議会においてさらに議論を進め、都に対し答申する予定です。この中間のまとめに関し、各方面から有意義なご意見が寄せられることを期待するものです。

東京都男女平等参画審議会会長
田 中 優 子